

新 旧 対 照 表

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）

高 度 地 区 の 変 更（京 都 市 決 定）

（新） 都市計画高度地区を次のように変更する。 ※ で示す箇所が変更箇所

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
1 0 m高度地区	約 3,554 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 0メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
1 2 m 第1種高度地区	約 396 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに7. 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
1 2 m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）

高 度 地 区 の 変 更（京 都 市 決 定）

（旧） 都市計画高度地区を次のように変更する。 ※ で示す箇所が変更箇所

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
1 0 m高度地区	約 3,554 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 0メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
1 2 m 第1種高度地区	約 396 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに7. 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
1 2 m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

(新)			
1 2 m 第 3 種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1． 2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
1 2 m 第 4 種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
1 5 m 第 1 種高度地区	約 1,954 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0． 6を乗じて得たものに7． 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
1 5 m 第 2 種高度地区	約 1,360 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0． 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(旧)			
1 2 m 第 3 種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1． 2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
1 2 m 第 4 種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 2メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 2メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
1 5 m 第 1 種高度地区	約 1,954 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0． 6を乗じて得たものに7． 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
1 5 m 第 2 種高度地区	約 1,360 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0． 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(新)			
1 5 m 第 3 種高度地区	約 923 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1. 2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
1 5 m 第 4 種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
2 0 m 第 1 種高度地区	約 816 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに7. 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
2 0 m 第 2 種高度地区	約 1,362 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(旧)			
1 5 m 第 3 種高度地区	約 923 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1. 2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
1 5 m 第 4 種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を1 5メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、1 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
2 0 m 第 1 種高度地区	約 816 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに7. 5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
2 0 m 第 2 種高度地区	約 1,362 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(新)			
2 0 m 第 3 種高度地区	約 998 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1．2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
2 0 m 第 4 種高度地区	約 579 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近 隣 商 業 地 域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
2 5 m高度地区	約 61 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、2 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
3 1 m 第 1 種高度地区	約 549 ha	建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近 隣 商 業 地 域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
3 1 m 第 2 種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に2メートル以上接し、かつ、敷地面積が1，0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メート	商業地域の一部

(旧)			
2 0 m 第 3 種高度地区	約 998 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1．2 5を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
2 0 m 第 4 種高度地区	約 579 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近 隣 商 業 地 域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
2 5 m高度地区	約 61 ha	建築物の高さは、その最高限度を2 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、2 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
3 1 m 第 1 種高度地区	約 549 ha	建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近 隣 商 業 地 域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
3 1 m 第 2 種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に2メートル以上接し、かつ、敷地面積が1，0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メート	商業地域の一部

(新)			
		ル以上の敷地に存する建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。） (3) 事務所若しくは研究施設（以下「事務所等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物 ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	
３１ｍ 第３種高度地区	約 １９ ｈa	１ 工場、事務所若しくは研究施設（以下「工場等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。）とする。 ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
３１ｍ 第４種高度地区	約 ２91 ｈa	１ 工場等若しくは倉庫又は延べ面積の２分の１以上を工場等若しくは倉庫の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその	工業地域の一部

(旧)			
		ル以上の敷地に存する建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。） (3) 事務所若しくは研究施設（以下「事務所等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物 ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	
３１ｍ 第３種高度地区	約 １9 ｈa	１ 工場、事務所若しくは研究施設（以下「工場等」という。）又は延べ面積の２分の１以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。）とする。 ２ 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合においては、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
３１ｍ 第４種高度地区	約 ２91 ｈa	１ 工場等若しくは倉庫又は延べ面積の２分の１以上を工場等若しくは倉庫の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合においては、３１メートルからその	工業地域の一部

(新)			
		部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	
３１m 第５種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (1) 敷地が油小路通、烏丸通、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の３分の１以下とする。) 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	商業地域の一部
３１m 第６種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (1) 敷地が油小路通、烏丸通、竹田街道、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物	商業地域の一部

(旧)			
		部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	
３１m 第５種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (1) 敷地が油小路通、烏丸通、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の２分の１以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の３分の１以下とする。) 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を２０メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが３メートルを超える場合には、２０メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに３メートルを加えたものとする。)	商業地域の一部
３１m 第６種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を３１メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内、かつ、その部分の高さが４メートルを超える場合には、３１メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに４メートルを加えたものとする。) (1) 敷地が油小路通、烏丸通、竹田街道、河原町通又は九条大路に６メートル以上接し、かつ、敷地面積が５００平方メートル以上の建築物	商業地域の一部

(新)			
		(2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第7種高度地区	約 11 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が七条通又は七本松通に2メートル以上接する建築物 (2) 1階における建築物の床面積（建築基準法（以下「建基法」という。）第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。この号、31m第8種高度地区第1項第3号、空間創出型高度地区第2項第3号及び備考5において同じ。）のうち、次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、その居住の用に供する部分以外の部分）の床面積の合計（以下「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1以上であるもの ア 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍又は下宿 エ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。） オ 倉庫その他これに類するもの	商業地域及び準工業地域の各一部

(旧)			
		(2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第7種高度地区	約 11 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が七条通又は七本松通に2メートル以上接する建築物 (2) 1階における建築物の床面積（建築基準法（以下「建基法」という。）第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。この号、31m第8種高度地区第1項第3号、空間創出型高度地区第2項第3号及び備考5において同じ。）のうち、次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、その居住の用に供する部分以外の部分）の床面積の合計（以下「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1以上であるもの ア 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舍又は下宿 エ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。） オ 倉庫その他これに類するもの	商業地域及び準工業地域の各一部

(新)			
		2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第8種高度地区	約 25 ha	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」という。）以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が外環状線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が2メートル以下の範囲内にある部分に空地（建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造していないものをいう。空間創出型高度地区第2項第2号において同じ。）が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(旧)			
		2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	
31m 第8種高度地区	約 25 ha	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」という。）以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が外環状線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が2メートル以下の範囲内にある部分に空地（建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造していないものをいう。空間創出型高度地区第2項第2号において同じ。）が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 9 種高度地区	約 262 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の 2 分の 1 以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、3 1 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 4 メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の外壁から隣地境界線までの距離が 2 メートル以上の建築物 (2) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものが、防音上効果がある又は防音上支障がないものとして市長が定める構造である建築物 (3) 共同住宅又は寄宿舍にあっては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 2 0 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、2 0 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
3 1 m 第 1 0 種高度地区	約 89 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の 2 分の 1 以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの（共同住宅又は寄宿舍にあっては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物に限る。）の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、	準工業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 9 種高度地区	約 262 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の 2 分の 1 以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、3 1 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 4 メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の外壁から隣地境界線までの距離が 2 メートル以上の建築物 (2) 共同住宅又は寄宿舍の住戸の居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものが、防音上効果がある又は防音上支障がないものとして市長が定める構造である建築物 (3) 共同住宅又は寄宿舍にあっては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 2 0 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、2 0 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
3 1 m 第 1 0 種高度地区	約 89 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舍又は延べ面積の 2 分の 1 以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの（共同住宅又は寄宿舍にあっては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物に限る。）の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、	準工業地域の一部

(新)			
		3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	
3 1 m 第1 1種 高度地区	約 111 ha	1 共同住宅又は延べ面積の2分の1以上を共同住宅の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 (1) 敷地面積が3, 0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部
空間創出型 高度地区	約 38 ha	1 建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 2 前項の規定は、風俗営業等以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(4)までの全てを満たすもので、かつ、市長が、当該建築物が存する	商業地域の一部

(旧)			
		3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	
3 1 m 第1 1種 高度地区	約 111 ha	1 共同住宅又は延べ面積の2分の1以上を共同住宅の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 (1) 敷地面積が3, 0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに1 0メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部
空間創出型 高度地区	約 38 ha	1 建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。 2 前項の規定は、風俗営業等以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(4)までの全てを満たすもので、かつ、市長が、当該建築物が存する	商業地域の一部

(新)		地域の良好な景観の形成に支障がないと認めた建築物については、適用しない。 (1) 敷地が外環状線又は大宅西野山線に 2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線及び大宅西野山線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が 3メートル以下の範囲内にある部分に空地が設けられているもの (3) 1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 2 分の 1 以上であること。ただし、1 階における特定用途面積と 2 階における特定用途面積の 2 分の 1 に相当する面積との合計が 1 階の床面積の 2 分の 1 以上である建築物については、1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 4 分の 1 以上であるもの (4) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 2メートル以上の敷地に存する建築物	
-----	--	--	--

(制限の緩和) 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第 1 3 5 条の 4 を準用する。 2 建基法第 8 6 条第 1 項、同条第 2 項若しくは同法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けたもの又は同法第 8 6 条第 3 項、同条第 4 項、同法第 8 6 条の 2 第 2 項若しくは同条第 3 項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。 3 敷地が 2 以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。 4 1 2 m 高度地区において、軒の高さが 1 2メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 5メートル以下、かつ、こう配屋根（1 0 分の 3 から 1 0 分の 4. 5 までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ。）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 5メートルとする。 5 1 5 m 高度地区において、軒の高さが 1 5メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 8メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 8メートルとする。 6 1 2 m 高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが 1 2メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 5メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 5メートルとする。 7 1 5 m 高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが 1 5メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 8メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについて			
--	--	--	--

(旧)		地域の良好な景観の形成に支障がないと認めた建築物については、適用しない。 (1) 敷地が外環状線又は大宅西野山線に 2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線及び大宅西野山線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が 3メートル以下の範囲内にある部分に空地が設けられているもの (3) 1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 2 分の 1 以上であること。ただし、1 階における特定用途面積と 2 階における特定用途面積の 2 分の 1 に相当する面積との合計が 1 階の床面積の 2 分の 1 以上である建築物については、1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 4 分の 1 以上であるもの (4) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が 2メートル以上の敷地に存する建築物	
-----	--	--	--

(制限の緩和) 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第 1 3 5 条の 4 を準用する。 2 建基法第 8 6 条第 1 項、同条第 2 項若しくは同法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けたもの又は同法第 8 6 条第 3 項、同条第 4 項、同法第 8 6 条の 2 第 2 項若しくは同条第 3 項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。 3 敷地が 2 以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。 4 1 2 m 高度地区において、軒の高さが 1 2メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 5メートル以下、かつ、こう配屋根（1 0 分の 3 から 1 0 分の 4. 5 までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ。）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 5メートルとする。 5 1 5 m 高度地区において、軒の高さが 1 5メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 8メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 8メートルとする。 6 1 2 m 高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが 1 2メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 5メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は 1 5メートルとする。 7 1 5 m 高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが 1 5メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが 1 8メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについて			
--	--	--	--

(新)
は、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は１８メートルとする。
８　　３１ｍ第３種高度地区、３１ｍ第４種高度地区又は３１ｍ第９種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。
(適用除外)
１　　１０ｍ高度地区、１２ｍ第１種高度地区、１５ｍ第１種高度地区又は２０ｍ第１種高度地区内の建築物で次の(１)又は(２)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
(１)　地階を除く階数が２以下の建築物で、軒の高さが６．５メートル以下、かつ、建築物の高さが１０メートル以下でこう配屋根を有するもの
(２)　建築物の高さが６．５メートル以下のもの
２　次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
(１)　建基法第５５条第２項の規定に基づく認定を受けたもの
(２)　都計法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域のうち、同法第１２条の５第３項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第２項第１号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
(３)　都計法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域のうち、同法第１２条の５第２項第１号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
ア　建築物等の用途の制限
イ　壁面の位置の制限
ウ　建築物等の高さの最高限度
エ　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
(４)　名神高速道路以南、国道１号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、３１ｍ第１種高度地区かつ、商業地域又は準工業地域にあり、敷地面積が１，０００平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が２以上あるときは、その幅員の最大のをいう。）の境界線までの距離が５メートル以上の建築物（建基法施行令第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。）
(５)　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内的の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
ア　敷地面積が２，０００平方メートル以上のもの
イ　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が６メートル以上のもの（建基法施行令第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。）
ウ　建基法第５３条第１項に規定する建築物の建蔽率が１０分の５以下（建基法第５３条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地にあつては１０分の６以下）の敷地内におけるもの
(６)　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画の区域内的の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
ア　当該建築物の１階における次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途に供する部分の床面積の合計（以下この号において「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の３分の２以上であり、かつ当該建築物の１階における特定用途面積と２階における特定用途面積の合計が３，０００平方メートル以上であるもの
(ア)　共同住宅
(イ)　寄宿舍又は下宿
(ウ)　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操

(旧)
は、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は１８メートルとする。
８　　３１ｍ第３種高度地区、３１ｍ第４種高度地区又は３１ｍ第９種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。
(適用除外)
１　　１０ｍ高度地区、１２ｍ第１種高度地区、１５ｍ第１種高度地区又は２０ｍ第１種高度地区内の建築物で次の(１)又は(２)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
(１)　地階を除く階数が２以下の建築物で、軒の高さが６．５メートル以下、かつ、建築物の高さが１０メートル以下でこう配屋根を有するもの
(２)　建築物の高さが６．５メートル以下のもの
２　次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
(１)　建基法第５５条第２項の規定に基づく認定を受けたもの
(２)　都計法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域のうち、同法第１２条の５第３項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第２項第１号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
(３)　都計法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画の区域のうち、同法第１２条の５第２項第１号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
ア　建築物等の用途の制限
イ　壁面の位置の制限
ウ　建築物等の高さの最高限度
エ　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
(４)　名神高速道路以南、国道１号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、３１ｍ第１種高度地区かつ、商業地域又は準工業地域にあり、敷地面積が１，０００平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が２以上あるときは、その幅員の最大のをいう。）の境界線までの距離が５メートル以上の建築物（建基法施行令第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。）
(５)　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内的の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
ア　敷地面積が２，０００平方メートル以上のもの
イ　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が６メートル以上のもの（建基法施行令第１３０条の１２に定める建築物の部分を除く。）
ウ　建基法第５３条第１項に規定する建築物の建蔽率が１０分の５以下（建基法第５３条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地にあつては１０分の６以下）の敷地内におけるもの
(６)　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画の区域内的の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
ア　当該建築物の１階における次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途に供する部分の床面積の合計（以下この号において「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の３分の２以上であり、かつ当該建築物の１階における特定用途面積と２階における特定用途面積の合計が３，０００平方メートル以上であるもの
(ア)　共同住宅
(イ)　寄宿舍又は下宿
(ウ)　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操

(新)	車場所及び乗降場を含み、(ｱ) から (エ) に掲げる用途以外の用途に付属する専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のための施設を除く。)
(エ)	倉庫その他これに類するもの
イ	建築物（建基法施行令第2条第2項に規定する地盤面上15メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その面積の合計）の敷地面積に対する割合が10分の4以下の敷地内におけるもの
(7)	<u>京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区（京都駅南側地区）の区域内の建築物で、当該特定用途誘導地区において定められた建築物等の誘導すべき用途に該当するもの</u>
(8)	高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。 ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良い景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区、31m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。） エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
(許可による特例)	
1	次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。 (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物 (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。） (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの） (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
2	市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善

(旧)	車場所及び乗降場を含み、(ｱ) から (エ) に掲げる用途以外の用途に付属する専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のための施設を除く。)
(エ)	倉庫その他これに類するもの
イ	建築物（建基法施行令第2条第2項に規定する地盤面上15メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その面積の合計）の敷地面積に対する割合が10分の4以下の敷地内におけるもの
(新設)	
(7)	高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。 ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良い景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区、31m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。） エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
(許可による特例)	
1	次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。 (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物 (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。） (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの） (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
2	市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善

(新)	又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。
(備考)	
1	本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
2	前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。 (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分(以下「本体部分」という。)の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル）を超えないこと。 (2) 本体部分と構造上分離されていること。 (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。 (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
3	敷地が3.1m第2種高度地区第1項第1号、3.1m第5種高度地区第1項第1号、3.1m第6種高度地区第1項第1号、3.1m第7種高度地区第1項第1号、3.1m第8種高度地区第1項第1号、3.1m第11種高度地区第1項第1号又は空間創出型高度地区第2項第1号に規定する接道長さ又は敷地面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、接道長さ又は敷地面積については、その他の地区の敷地の部分を含む。
4	建築物が3.1m第2種高度地区第1項第3号、3.1m第3種高度地区第1項、3.1m第4種高度地区第1項、3.1m第5種高度地区第1項第2号、3.1m第6種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項本文、3.1m第9種高度地区第1項本文、3.1m第10種高度地区第1項、3.1m第11種高度地区第1項本文又は空間創出型高度地区第2項本文に規定する建築物の用途の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、建築物の用途については、その他の地区の当該建築物の部分を含む。
5	敷地が3.1m第7種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項第3号又は空間創出型高度地区第2項第3号に規定する特定用途面積及び床面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、特定用途面積及び床面積については、その他の地区の部分を含む。
6	建築物が3.1m第9種高度地区第1項第2号若しくは第3号、3.1m第10種高度地区第1項又は3.1m第11種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある若しくは防音上支障がない構造又は環境性能の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、当該構造又は性能の制限は、その他の地区の当該建築物の部分にも適用する。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

本都市計画は、高度地区を変更することにより、都市機能の集積及び豊かな公共空間の創出を図り、京都駅前への更なる魅力の向上を目指すものである。

(旧)	又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。
(備考)	
1	本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
2	前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。 (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分(以下「本体部分」という。)の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル）を超えないこと。 (2) 本体部分と構造上分離されていること。 (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。 (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
3	敷地が3.1m第2種高度地区第1項第1号、3.1m第5種高度地区第1項第1号、3.1m第6種高度地区第1項第1号、3.1m第7種高度地区第1項第1号、3.1m第8種高度地区第1項第1号、3.1m第11種高度地区第1項第1号又は空間創出型高度地区第2項第1号に規定する接道長さ又は敷地面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、接道長さ又は敷地面積については、その他の地区の敷地の部分を含む。
4	建築物が3.1m第2種高度地区第1項第3号、3.1m第3種高度地区第1項、3.1m第4種高度地区第1項、3.1m第5種高度地区第1項第2号、3.1m第6種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項本文、3.1m第9種高度地区第1項本文、3.1m第10種高度地区第1項、3.1m第11種高度地区第1項本文又は空間創出型高度地区第2項本文に規定する建築物の用途の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、建築物の用途については、その他の地区の当該建築物の部分を含む。
5	敷地が3.1m第7種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項第3号又は空間創出型高度地区第2項第3号に規定する特定用途面積及び床面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、特定用途面積及び床面積については、その他の地区の部分を含む。
6	建築物が3.1m第9種高度地区第1項第2号若しくは第3号、3.1m第10種高度地区第1項又は3.1m第11種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある若しくは防音上支障がない構造又は環境性能の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、当該構造又は性能の制限は、その他の地区の当該建築物の部分にも適用する。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」
理 由

本都市計画は、らくなん進都中央部地区（鴨川以南・油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、ものづくり産業の本社・工場やオフィス・ラボ等の更なる集積を促進することを目的に、高度地区を変更するものである。

また、洛西ニュータウンにおいて、まちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と多様な世代のニーズに合った良質なにぎわい及び居住環境の形成や、公園施設の柔軟な活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と

(新)

(旧)

持続可能なまちの実現を目指し、高度地区を変更するものである。